

参 考 資 料 集 (予算関係)

○平成17年度浄化槽推進関係予算の概要・・・・・・・・・・	1
○循環型社会形成推進交付金の創設・・・・・・・・・・	3
○污水处理施設整備交付金の創設・・・・・・・・・・	6

平成17年度浄化槽推進関係予算の概要

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進

26,429百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○ 浄化槽整備費補助金

15,929百万円

廃棄物処理施設整備費に浄化槽の整備に要する予算を計上。

○ 循環型社会形成推進交付金の創設

3,000百万円

新たに創設された循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

○ 汚水処理施設整備交付金の創設（内閣府計上）

7,500百万円

地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算制度として創設。（490億円の内数）

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成16年度 予算額	平成17年度 予算額	対前年度比 %
浄化槽整備事業 総 額	(26,432) 25,659	(27,357) 26,429	(103.5) 103.0
浄化槽整備費補助金	(26,432) 25,659	(15,929) 15,929	(60.3) 62.1
循環型社会形成推進交付金	(—)	(3,928) 3,000	(皆増) 皆増
汚水処理施設整備交付金 (内閣府計上)	(—)	(7,500) 7,500	(皆増) 皆増
浄化槽設置整備事業 再掲 (個人設置型)	(15,559) 14,966	(15,641) 14,967	(100.5) 100.0
浄化槽市町村整備推進事業 再掲 (市町村設置型)	(10,873) 10,693	(11,716) 11,462	(107.8) 107.2

上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

2. 国の支援措置の充実・強化のための補助制度の見直し

○ 浄化槽市町村整備推進事業の補助要件の緩和

ア. 整備戸数の緩和

- ・ 事業年度内整備戸数の下限（20戸）について、事業が3年以上継続した場合又は累積50戸以上整備した場合については、戸数制限を10戸に緩和。

イ. 地域要件等の緩和

- ・ 補助対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を緩和。
（汚水衛生処理率の要件「45%未満」を「65%未満」に、「60%未満」を「85%未満」にそれぞれ引き上げる。）

○ 有明海及び八代海対策の充実

- ・ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める地域における市町村設置型の補助要件について、補助対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を撤廃するとともに、当該地域を整備戸数の要件緩和地域（年間10戸）に追加。

3. 浄化槽整備のための支援強化

100百万円

○ 浄化槽整備推進事業の推進

100百万円

浄化槽整備の促進に資するよう、経済性・効率性に優れた浄化槽整備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、タウンミーティング等の普及啓発事業を引き続き実施する。

- ① 生活排水対策に関するタウンミーティングの開催
- ② 市町村への専門家の派遣
- ③ 維持管理に関する啓発普及

4. 浄化槽の効率的な維持管理の推進

9百万円

○ 維持管理の効率的な手法調査事業の実施

9百万円

浄化槽の適正な維持管理を推進するため、IT技術を活用し連携して効率的に維持管理をしようとしている地域において、モデル事業を実施し、その結果を評価し、全国的な普及を図る。

循環型社会形成推進交付金の創設

－循環型社会の形成のために－

＜予算額 2 3 0 億円＞

1 目的

廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね 5 カ年）に基づき実施される事業の費用について交付。

① 循環型社会形成推進地域計画の作成

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3 R 推進のための目標^{（注 1）}と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成。

② 交付金の交付

国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価^{（注 2）}を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。

（注 1） 交付金を活用して達成すべき目標を設定。

例） 目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制 等

（注 2） 交付金により整備した施設を拠点とした 3 R 推進のための総合的な取組による達成状況を評価。

3 交付対象

対象地域：市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。）

注：特例として、沖縄県、奄美群島、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域及び豪雪地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

対象施設：循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象。

リサイクルセンター
生ごみリサイクル施設
廃棄物原材料化施設
熱回収施設（発電効率又は熱回収率10%以上）
浄化槽
汚泥再生処理施設
最終処分場
高効率原燃料回収施設（モデル）
施設整備に関する計画支援事業 等

4 交付金の額の算定

交付額は対象事業費の1／3を市町村に一括交付。

ただし、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の1／2を交付。

5 事業効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能となる。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待される。

循環型社会形成推進交付金の創設について

3Rの推進や広域的処理の観点から、循環型社会の形成を図るため、「循環型社会形成推進交付金制度」を創設。

人口5万人以上又は面積400km²以上の広域的な地域を対象とし、熱回収を行わない焼却施設等の循環型社会に相応しくない施設に対する補助を廃止する。

	人口5万人未満で400km ² 未満の地域	人口5万人以上、又は400km ² 以上の地域
単純焼却 直接埋立	補助金廃止	補助金廃止
	沖縄、離島、奄美に限り、循環型社会形成推進交付金を交付	
3Rの推進に 資する事業・ 最終処分	補助金 廃止	循環型社会形成推進交付金 (対象事業) ○再資源化施設 ○熱回収施設 ○浄化槽 ○汚泥再生処理施設 ○最終処分場 ○高効率原燃料回収施設 ○施設整備に関する計画支援事業 ☆交付率は1/3。ただし、先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）は1/2。 ※浄化槽については、環境省、国土交通省及び農林水産省が共同で、汚水処理施設整備交付金を創設。

汚水処理施設整備交付金の創設

1 目的

「地域再生のための基本指針(平成15年12月19日 地域再生本部決定)」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日 地域再生本部決定)等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ることを目的とする。

2 概要

① 事業主体

- ・ 市町村

② 対象施設

- ・ 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽

③ 制度の要件

- ・ 同一の市町村で所管を跨る2事業以上の施設整備を計画的(5カ年程度)に実施。

④ 交付金の交付

- ・ 市町村が策定した地域再生計画を国が認定した場合、その計画に基づき、年度毎に交付金を交付

⑤ 制度の特徴

- ・ 一定のエリア内で実施する対象施設の整備について、効率的に整備できるよう、事業間で融通が可能。
- ・ 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。

⑥ 予算額

国費 490億円

(内閣府計上)

内訳

115億円(農林水産省)
300億円(国土交通省)
75億円(環境省)

汚水処理施設整備交付金の特徴

―地域再生の推進に資する地域の視点からの補助金改革―

市町村が策定する地域再生計画に基づいた
省庁横断的な支援制度

1. 省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進

- 一定のエリア内で実施する公共下水道（国交省）、集落排水（農水省）、浄化槽（環境省）の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進。
- 個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき例えば5年分一括して認定

2. 地方の自主裁量性の尊重

- 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性、裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。
- 従前の補助対象範囲、地方単独部分の区別なく、交付金を充当することが可能。
- 計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能。

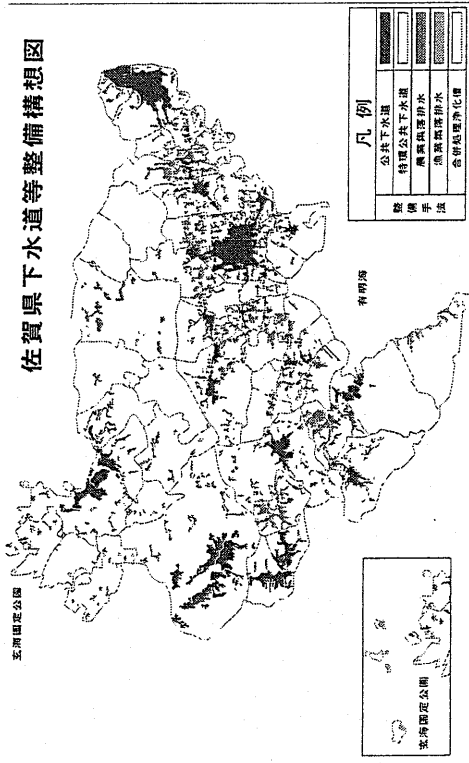
3. 成果主義的な政策への転換

- 市町村の自主性、裁量性を高めるとともに、自ら汚水処理の普及に係る具体的な目標を設定
- 成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価
目標の例：汚水処理施設の整備による生活環境の改善
指標の例：汚水処理人口普及率、放流水質、など

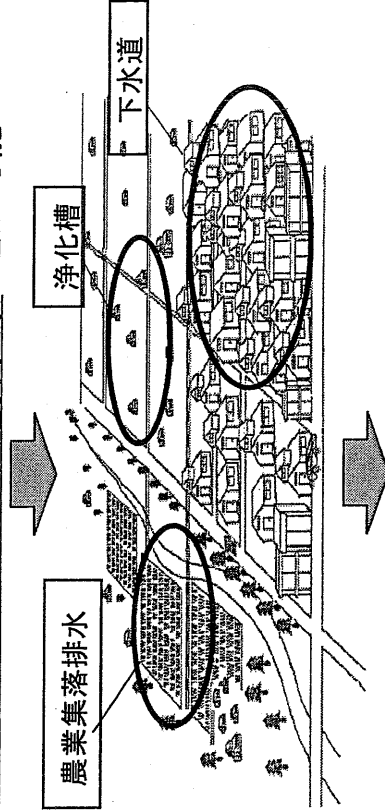
污水处理施設整備交付金制度の特徴

■地域の自主性、裁量性が高い汚水処理施設整備手法の選定

都道府県構想の枠組みの中で整備手法を選定



既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性、裁量性に基づき、最新の知見で自ら基礎数値を定めて整備手法を見直すことが可能



結果は次回の都道府県構想の見直しに反映

■簡単な手続きで施設間、年度間での進捗調整を可能とする自由度の高い交付金

- 下水道、集落排水、浄化槽それぞれ所管省庁に予算を要求
- 事業計画の策定、採択は各省固有のシステム
- 年度間、事業間の流用は原則困難

- 省庁の壁を超えて一本化した交付金を内閣府に一括計上
- 内閣府が、市町村の計画を例えれば5年分まとめて認定
- 市町村の判断で「年度間の事業量変更」「他の事業への充当」が可能
- 交付決定などの事務手続も、窓口を一元化

